資料　3

○上田市岩清水集落の取組み

１　集落協定の概要

<table>
<tr><td>市町村・協定名</td><td colspan="5">上田市　岩清水集落協定</td></tr>
<tr><td rowspan="2">協定面積
18ha</td><td>田（99.6%）</td><td>畑（　0.4%）</td><td>草地（　%）</td><td colspan="2">採草放牧地（　%）</td></tr>
<tr><td>水稲
（181,388 ㎡）</td><td>野菜
（　733 ㎡）</td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="6">交付金額(R2)
（通常単価）
3,811 千円</td><td colspan="3">個人配分</td><td colspan="2">66%</td></tr>
<tr><td rowspan="5">共同取組活動
（34%）</td><td colspan="2">集落の各担当者の活動経費（役員報酬）</td><td colspan="2">5%</td></tr>
<tr><td colspan="2">棚田保全管理活動費（主に人件費）</td><td colspan="2">16%</td></tr>
<tr><td colspan="2">鳥獣被害防止対策費</td><td colspan="2">3%</td></tr>
<tr><td colspan="2">共同利用機械購入費</td><td colspan="2">5%</td></tr>
<tr><td colspan="2">水路・農道の維持管理費</td><td colspan="2">5%</td></tr>
<tr><td>加算(R2)</td><td colspan="5">棚田地域振興活動加算　101,850 ㎡　1,018 千円</td></tr>
<tr><td>協定参加者</td><td colspan="5">農業者　39 人</td></tr>
</table>

２　取組に至る経緯

岩清水集落は上田市北東部の豊殿地区にあり、特定農山村法に基づく指定となっている。協定農用地は中山間地域に位置し、その協定範囲には、令和２年度に棚田地域振興法に基づく指定棚田地域の指定を受けた、稲倉の棚田を含む。

平成１１年７月に稲倉の棚田が日本の棚田百選に認定されたことをきっかけに、食糧生産、洪水及び土砂流出防止、水源かん養などの棚田の多様な役割の重要性が再認識されたことから、平成１２年から中山間地域等直接支払制度に取り組む流れとなった。

３　取組の内容

令和２年度の共同取組活動は、農地法面や畔の草刈り、水路清掃等を年に４回ほど行うほか、多面的機能を増進する活動として棚田オーナー制度を実施している。

交付金の活用方法は、６６％を面積割により個人配分し、残りを共同取組活動経費としている。共同取組活動経費の内訳は、役員報酬、棚田保全管理活動費、鳥獣被害防止対策費、共同利用機械購入費、水路・農道の維持管理費等としている。購入した機械類は集落内の草刈り等に活用している。

【協定農用地の写真】

【鳥獣害防護柵の管理】

［集落の将来像］

指定棚田地域（稲倉の棚田）については、棚田保全委員会のメンバーを中心に草刈りや作付けなどを行っている。メンバーの多くは地権者以外であり、棚田の景観的魅力や機能保全の必要性への理解を得ながら今後もメンバーを増やし、保全・振興活動を続けることで棚田を守っていく。また。山間であることから鳥獣害も多発しており、本交付金を活用しながら鳥獣害防護柵を設置し、生産性の向上を図る。

また、棚田がもつ多面的機能を増進する活動として、棚田オーナー制度を実施し、山間の農業への関心を広め、参加の輪を広げていくことで、地域コミュニティとしても振興し、全体の担い手へとつなげていく。

［活動内容］

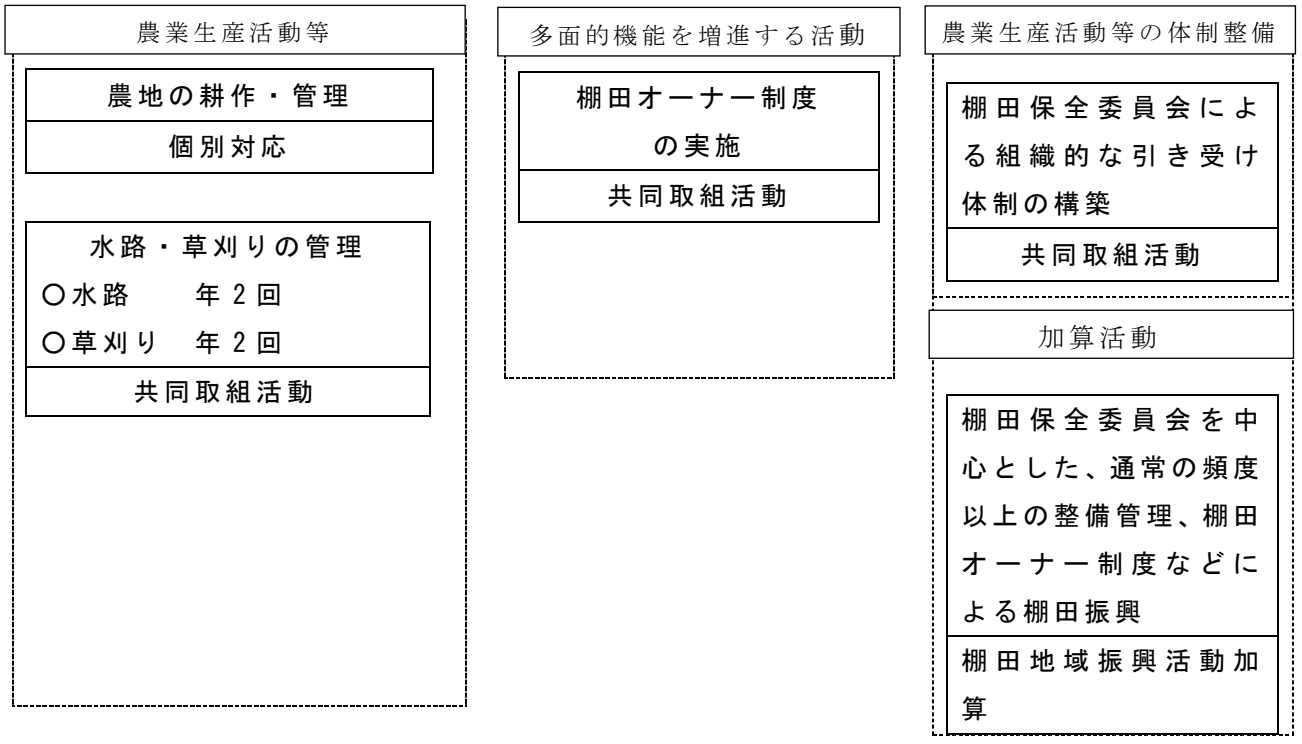

４　取組による変化と今後の課題等

各自で行っていた農業生産活動が、集落として協力し支え合う関係に変わり、参加者がお互いに農地全体の状況を気にするようになったことで作業効率が上がった。今後は、棚田振興をきっかけに地域の農業に参加する人を増やすことで、この地域の担い手確保につなげていきたい。

［過去の主な成果］

○草刈り等に使用するチップソーの替え刃等の消耗品購入（令和元年度）

○刈払い機6台購入（令和2年度）